

栃木市告示 3 2 5 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴寄 昌男

記

納税義務者	送達すべき書類
小松本 郁夫	令和 7 年度 市県民税 第 2 期 督促状
中野 仁	令和 7 年度 市県民税 第 2 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
中野 仁	令和 7 年度 市県民税 第 3 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
中野 仁	令和 7 年度 市県民税 第 4 期 督促状
川井 瑞生	令和 7 年度 市県民税 第 4 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
井上 貴英	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
本多 英雄	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
田中 勲	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
関口 絵里	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
NGUYEN HAI LY	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
NGUYEN THI HA NG HUE	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
SARWAR HAFIZ GHULAM	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
PHAM VAN HUNG	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
PHAM THI HOA I THUONG	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状
OUL RATHA	令和 7 年度 市県民税 第 5 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
KARIM MD REZAUL	令和 8 年度 市県民税 第 1 期 督促状
宮本 聖夜	令和 8 年度 市県民税 第 1 期 督促状
岡 千絢	令和 8 年度 市県民税 第 1 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
LE THI CHAU	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状

T E D Y S Y A H P U T R A	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
M A Z I Z Z U L K A R N A I N	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
A K O N N O R A L E X	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
B A N N A K R Y	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
G A O D A N	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
P U N M A N K U M A R I	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
N G U Y E N D U C A N H	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状
L E T H I H O A N	令和 8 年度（令和 7 年度分）市県民税 第 6 期 督促状

栃木市告示 3 2 6 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴寄 昌男

記

納税義務者	送達すべき書類
(有)フェニックス商事	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
大塚 昇	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
越川 大耀	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
番匠 美穂	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
HAMIDULLAH S O HAJI GHULA M HUSSAIN	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
LAMA PEMA	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状

大橋 マチ子	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
後樂園建設(株)	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
堀内 マチ子	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
(株) D S K	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
(株)フリーアドヴァンス	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
ハ カック クォン	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
A H M A D I J A Z	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状
ゴコタノ・カリェホ・クリス チャン	令和 8 年度 固定資産税 第 1 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
番匠 美穂	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
飯野 政夫	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
高村 和紀	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
田口 克志	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
H A M I D U L L A H S O H A J I G H U L A M H U S S A I N	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
L A M A P E M A	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
大橋 マチ子	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
(有)フェニックス商事	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
後樂園建設(株)	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
堀内 マチ子	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
(株) D S K	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状

大塚 昇	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
(株)フリーアドヴァンス	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
越川 大耀	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
ハ カック クォン	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
AHMAD IJAZ	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
ゴコタノ・カリエホ・クリス チャン	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状
笠原 由利子	令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 督促状

栃木市告示 3 2 7 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

記

納税義務者	送達すべき書類
RAJAPAKSHA W ITHANAGE DIL EESHA SANDAR UVAN RAJAPAK SH	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
比良 祐二	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
NGO THI NGOC	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
岡 千絢	令和 8 年度 軽自動車税 督促状

経澤 直紀	令和８年度 軽自動車税 督促状
飯島 海斗	令和８年度 軽自動車税 督促状
鈴木 涼	令和８年度 軽自動車税 督促状
CHAKMA MILAN	令和８年度 軽自動車税 督促状
HITIMUDIYANS ELAGE UPUL B ANDARA HERAT H	令和８年度 軽自動車税 督促状
宮田 和臣	令和８年度 軽自動車税 督促状
WIJAYALATH P EDIGE NIROSH AN SANKALPA WICKRAMARATH NA	令和８年度 軽自動車税 督促状
小堀 忠	令和８年度 軽自動車税 督促状
VAHORA RAMIJ RAJA ASIFBHA I	令和８年度 軽自動車税 督促状
(株)セブンビー	令和８年度 軽自動車税 督促状
HUNKIRI MUDI YANSELAGE RA NJANIE MENIK E	令和８年度 軽自動車税 督促状
SAITO VERA J	令和８年度 軽自動車税 督促状

OSE LUIS	
吉元 尚徳	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
高橋 周平	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
岡 辰巳	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
山本 成昭	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
KARIYAWASAM DON SAMANTHA WEERASINGHE	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
THAI HUU DUA N	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
大木 栄	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
邊志切 海斗	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
SENADHEERA A SURACHCHARIG E SANCHITHA KESHARA	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
ALI KASHIF	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
橋本 善徳	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
㈱SUKI トレーディン グ	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
後閑 悠杜	令和 8 年度 軽自動車税 督促状
鶴戸 裕司	令和 8 年度 軽自動車税 督促状

栃木市告示 3 2 8 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

記

納税義務者	送達すべき書類
小松本 郁夫	令和 7 年度 国民健康保険税 第 1～6 期 督促状
江上 忍	令和 7 年度 国民健康保険税 第 1～7 期 督促状
SAMI UL HAQ AKHUNZADA	令和 7 年度 国民健康保険税 第 5 期 督促状
堤崎 勉	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
瀬田 陽香	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
大根田 浩也	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
長田 和希	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
NGUYEN VAN C UONG	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
松原 照見	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
小川 恵理子	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状

大多和 亮介	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
諏訪 覚	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
N I G A R S A I R A	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
Z H A N G D E Y A N G	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
岩崎 貞美	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
N A D E E M M U H A M M A D	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
桑 富士夫	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
A B B A S I B E N	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
岸 巧	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
日向野 博	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
山本 貴一	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
石川 清	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
古谷 かれん	令和 7 年度 国民健康保険税 第 8 期 督促状
宮内 寧々	令和 7 年度 国民健康保険税 第 9 期 督促状
柴田 侑紀	令和 7 年度 国民健康保険税 第 9 期 督促状

納税義務者	送達すべき書類
中野 仁	令和 8 年度（令和 5 年度分）国民健康保険税 第 4 期督促状
	令和 8 年度（令和 6 年度分）国民健康保険税 第 4 期督促状
	令和 8 年度（令和 7 年度分）国民健康保険税 第 4 期督促状
	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
相澤 ピーターコアミ	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
X I A N F E N G	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状

NGUYEN THI H I EN	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
CAI WANSI	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
CHOEMUE MICH U	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
BHANDARI BIS HNU BAHADUR	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
LAXMI KUMARI	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
LI CHUANG	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
堤崎 勉	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
上林 雅美	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
瀬田 陽香	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
古谷 かれん	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
大根田 浩也	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
NGUYEN THI T RUC LINH	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
長田 和希	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
TRAN TRUNG K I EN	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
高橋 周平	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
松原 照見	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
小川 恵理子	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
大多和 亮介	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
SHERPA DAWA	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状

G E L J E	
K H A T I W A D A N I T E S H	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
H E R A T H M U D I Y A N S E L A G E D H A N U S H K A B A N D A R A H E R A T H	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
P E R E R A A L U T H G E N O Y A L I V I M A N S A	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
諏訪 覚	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
河邊 真介	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
岩崎 貞美	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
N A D E E M M U H A M M A D	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
O L I D E V R A J	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
P H A K A M I M A G A R L I M B A H A D U R	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
益田 義孝	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
I Q B A L K A Z I M D	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
丸山 大和	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
N I R O U L A A N J U	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状

桑 富士夫	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
A B B A S I B E N	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
田中 和也	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
岸 巧	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
日向野 博	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
山本 貴一	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
青木 すみ江	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
大垣 俊介	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
石川 清	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
内海 翔太	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状
OLIVEIRA MAR TINS LEONARD O GUILHERME	令和 8 年度 国民健康保険税 第 1 期 督促状

栃木市告示 3 2 9 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

記

納税義務者	送達すべき書類
小松本 郁夫	令和 7 年度 介護保険料 第 1～6 期 督促状
金子 清昭	令和 7 年度 介護保険料 第 8 期 督促状
	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状
大根田 浩也	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状
青木 すみ江	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状
石川 清	令和 7 年度 介護保険料 第 8 期 督促状
	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状
TERNERO PIEDRA DE AGUILAR MAR GARITA AIDA	令和 7 年度 介護保険料 第 8 期 督促状
	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状
今谷 功	令和 7 年度 介護保険料 第 8 期 督促状
	令和 8 年度 介護保険料 第 1 期 督促状

栃木市告示 3 3 0 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

記

納税義務者	送達すべき書類
金子 清昭	令和 7 年度 後期高齢者医療保険料 第 8 期 督促状
	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料 第 1 期 督促状
橋爪 卯一	令和 7 年度 後期高齢者医療保険料 第 8 期 督促状

栃木市告示 3 3 1 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴寄 昌男

記

納税義務者	送達すべき書類
株式会社 日慈優	令和 7 年度 法人市民税

栃木市告示 3 3 2 号

下記の者に対する送達すべき書類が、住所、居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、栃木市役所に保管してあるので、申し出があるときは交付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

栃木市長 琴寄 昌男

記

納税義務者	送達すべき書類
株式会社 日慈優	令和 8 年度 市県民税給与徴徴・森林環境税 7 月分
石川 裕二郎	令和 8 年度 市県民税給与徴徴・森林環境税 6 月分・ 7 月分